

2010年7月29日

御 礼

わたくしたち日本介護クラフトユニオン(NCCU)は、2008年5月20日に起きましたNCCUふるさと自然村分会長の「不当解雇」という暴挙に対し、社会福祉法人ふるさと自然村(山本恵子理事長)を相手に「不当解雇撤回」を求めて裁判闘争を展開してきましたが、2010年7月29日に高知地方裁判所の訴訟手続きにおける和解において、解雇は撤回され、分会長は職場復帰を果たすこととなりわたくしたちの全面勝利を勝ち取ることが出来ました。

解雇事件においては「解雇は撤回するが、本人は退職し金銭和解」という解決が多く見受けられますが、「解雇撤回・職場復帰」という原則論を貫いた完全な勝利を勝ち取ったことはNCCUの方針を貫徹した成果であり、大きな意義がありました。

このように、本事件が勝利解決できましたのは弁護団ならびにU!ゼンセン同盟のご指導、ご支援によるものであり、また、全国のNCCUの仲間の皆様方の励ましによるものであり深く感謝申し上げます。

なお、和解におきまして「社会福祉法人ふるさと自然村」はコムスンから承継した在宅介護事業より撤退し、わたくしたちNCCUの仲間がいる「セントケア徳島株式会社」に事業譲渡されることとなり、ふるさと自然村分会の組合員は仕事はそのまま全員が移籍することになりましたことをあわせてご報告申し上げます。

2年を超える長きにわたり励まし、ご支援いただきました全国のNCCUの仲間みなさまに御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

以上

U!ゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン
会 長 河原 四良